

平成 23 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（厚生労働省）

制 度 名	予防接種法の改正に伴う所要の税制措置	
税 目	「所得税、消費税、その他関係関連する税目」	
要 望 の 内 容	<p>昨年発生した新型インフルエンザ（A/H1N1）のまん延を防止するため、臨時応急的に国の予算事業としてワクチン接種を実施したところであるが、これを契機として、予防接種の在り方を全面的に見直すべきとの意見が多数寄せられた。</p> <p>これを踏まえ、厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会において、予防接種をとりまく様々な問題に対応するべく、わが国の予防接種施策全般について議論を進めているところである。</p> <p>今後、予防接種部会における議論の状況等を踏まえて、平成23年通常国会に改正法案を提出する場合は、予防接種法改正に伴う税制上の所要の措置を講じる必要がある。</p>	
	平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	— 百万円 （ — 百万円）

新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>予防接種等をめぐる昨今の環境の変化に対応するため、予防接種制度全般について見直しを検討することが必要である。</p> <p>このため、厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会がとりまとめた「予防接種制度の見直しについて（第一次提言）」において、以下に提示した事項を中心に、予防接種法の在り方について、抜本的に見直すべきとの意見がとりまとめられたところである。</p> <p>(1) 予防接種法の対象となる疾病・ワクチンのあり方  (2) 予防接種事業の適正な実施の確保  (3) 予防接種に関する情報提供のあり方  (4) 接種費用の負担のあり方  (5) 予防接種に関する評価・検討組織のあり方  (6) ワクチンの研究開発の促進と生産基盤の確保のあり方</p> <p>今後、これらを踏まえ、平成23年通常国会に改正法案を提出する場合は、予防接種法改正に伴う税制上の所要の措置を講じる必要がある。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>今後、予防接種部会における議論の状況等を踏まえて、平成23年通常国会に改正法案を提出する場合は、予防接種法改正に伴う税制上の所要の措置を講じる必要がある。</p>		
	今回の要望に関する事項	合理性	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>I 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること</p> <p>5 感染症など健康を脅かす疾病を予防・防止することともに、感染者等に必要な医療等を確保すること</p> <p>5-1 感染症の発生・まん延の防止を図ること</p> <p>政策の達成目標</p> <p>租税特別措置の適用又は延長期間</p> <p>同上の期間中の達成目標</p> <p>政策目標の達成状況</p> <p>要望の措置の適用見込み</p>
	有効性		

		要望の措置の 効果見込み(手段としての有効性)	—
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	予防接種法改正に伴う税制上の所要の措置により、伝染のおそれのある疾病の発生及びまん延を予防することにつながる。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—	
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—	
	前回要望時の達成目標	—	
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—	
	これまでの要望経緯		なし

